

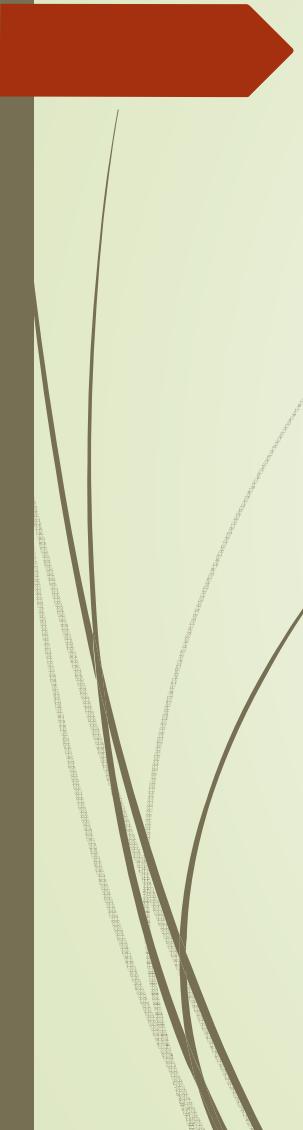
平成26年6月25日（水）

食品容器包装のリサイクルに関する懇談会

EPR

# 議論のための 話題提供

関東学院大学 織 朱實

- 
- ▶ 日本のEPR で、機能しているシステムと機能していないシステムの見極め

成功しているシステムは残しながら、問題があるシステムを改善していく。
  - ▶ 日本のEPRシステムの評価を定量的・定性的に行う  
評価の視点は？
  - ▶ 日本のEPRの今後の展開  
イノベーション、発生抑制、CSR・CSV、資源政策
  - ▶ 議論の前提として、responsibility とliabilityとの違い、自主的手法との相違点（現在多くの国でEPRが展開されている実際）、目的、機能、役割を抑える必要がある。



# 容器包装廃棄物の特色

1. 短いライフステージ
2. DfE（環境に優しいデザイン）へのつながりが薄い
3. 全体量の少なさ
4. 多数の関係者が関与（プレイヤーが多数）
5. 市民に身近 普及啓発的な意義の大きさ

# 日本の容リシステムの特殊性

1. 家庭から排出される廃棄物が中心（事業系廃棄物は対象外。ドイツ、フランス、ベルギーも同様）  
消費者の努力が品質に反映
2. 自治体が手を上げる方式、自治体ごとに回収素材が異なる。
3. 広範囲な対象物：すべての容器包装廃棄物が対象（ドイツ以外ではない）
4. 8素材がリサイクルマーク。しかし、自治体の回収計画と一致しないと意味がなくなるため住民には理解がしにくい。

# なぜ、このような役割分担

1. 消費者分別排出の歴史
2. 既にシステムが構築されていた。このシステムを生かしていく必要がある
3. これらのシステムは、消費者と自治体が連携して構築
4. 企業がどのように関与していくのか？  
部分的なEPR
5. 高品質な素材の分別と関係者間の連携

# 成果

1. 企業の軽量化と薄肉化の努力
2. リサイクル率の向上
3. 参加自治体の増加 積極的な自治体では、  
地域コミュニティの活性を担っている
4. 高品質な素材

## ► 定義

「製品に対する、物理的及び、または財政的な生産者責任を製品のライフサイクルにおいて使用済み段階まで拡大すること。」

## ► EPR 政策の特徴

物理的および財政的で全面的または部分的な責任を地方自治体から上流部門の生産者へと移すこと。

環境配慮型の製品設計を行うよう生産者に動機を与えること。

## ► 本ガイダンスマニュアルの目的

「拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility : EPR) の問題点および便益、ならびに有効な EPR プログラムの確立に必要な行動に関する情報を、各國政府に提供することを意図している。これは EPR プログラムを開始しようと思っている国に対して、特定の手順を規定するものではない。また、他の手法と比較して EPR の遂行を正当化するものでもない。これは EPR 政策およびプログラムの立案に関する様々な問題点や枠組み条件を検討するものである。このガイダンスマニュアルは、政府によっても有効と判断されるよう、基本原理の定着及び土台の提供を意図している。」

# ガイダンスマニュアル制定経緯

- ▶ OECD のガイダンスマニュアルができるまでの経緯
- ▶ 段階実施内容第一段階（1994 - 1995）EPR検討の第一段階では、加盟諸国における法的・行政的なEPR活動の詳細な調査を実施。その調査の中間報告を1995年に廃棄物小化ワークショップで発表し、EPRを廃棄物小化に関する基本原則ならびに基本戦略として採択。さらにOECDでは、EPRは重要な廃棄物小化手段であるとし、EPRの継続的な分析を支持。（報告書）OECD全域の70回にわたるインタビューによって1995年に完成。同報告書では、EPRアプローチを策定・実施する加盟諸国における共通の問題点を明らかにし、政府の活動に関する情報を提供。
- ▶ 第二段階（1995 - 1998）EPR検討の第二段階では、容器包装に関する二つのEPRプログラムに関する詳細な研究と、EPRの枠組みに関する報告書の作成を目的とした。1996 - 1997年には、EPRに向けての各種アプローチの経済効率および環境改善効果の分析を行った。第一段階で提起された共通の問題を調査し、1998年にEPRの総合的な枠組みに関する報告書、容器包装に関するオランダとドイツの事例研究を発表。
- ▶ 第三段階（1998-1999）EPR検討の第三段階では、第一段階・第二段階で明らかとなった問題への対応策が検討された。その目的は、加盟諸国における、情報を共有しEPR実施において生じた政策及びプログラム上の問題点の検討、事務局における加盟諸国からEPRに関する情報および示唆についての検討であった。この二つの目的を達成するために、以下に示す利害関係者とのワークショップが開催された。  
<4つの国際的EPRワークショップの開催>  
1997年12月 カナダ・環境省主催「生産者とは誰か」「生産者は何に対して責任があるか」  
1998年5月 フィンランド・環境省主催「EPRに対する制限的障壁」（PRO設置による廃棄物市場の独占・寡占、貿易障壁問題、フリーライダー問題）  
1998年12月 米国・環境保護庁主催「環境上の有効性と経済的効率」  
1999年5月 日本・厚生労働省主催「環境上の持続可能性を支援するための拡大生産者責任および廃棄物小化」（政策オプション、EPRプログラムの評価基準・方法等）

# EPRの目的

- ▶ 資源利用削減（天然資源および原材料の保全）
- ▶ 廃棄物の発生抑制
- ▶ 環境に配慮した製品設計
- ▶ 持続可能な発展を促進するための原材料使用ループのクローズド化

# 評価のための主要な 7 つのカテゴリー

- ▶ 1 環境的有効性（環境負荷削減）
  - ▶ 2 経済的効率性（廃棄物削減コストの効率化）
  - ▶ 3 管理コストおよびコンプライアンスコスト（資源使用削減など環境保全のための全経済的コスト）
  - ▶ 4 総収入（自治体等の費用削減による支出の減少）
  - ▶ 5 広範な経済効果（経済成長、雇用拡大等）
  - ▶ 6 「ソフト」効果（消費者の理解や行動に影響への影響効果）
  - ▶ 7 ダイナミックな効果およびイノベーション（規制的手法と比較して様々な効果がある）
- ▶ 2005年3月OECDのWorking Group on Waste Prevention and Recycling (ENVIRONMENT DIRECTORATE ENVIRONMENT POLICY COMMITTEE 「ANALYTICAL FRAMEWORK FOR EVALUATING THE COSTS AND BENEFITS OF EXTENDED PRODUCER RESPONSIBILITY PROGRAMMES」)
- ▶ 出典) The 1997 OECD report Evaluating Economic Instruments for Environmental Policy (OECD, 1997)

# 今後の作業への提言

今後の作業が EPR 評価のより頑強な方法論を開発するために有用となる領域として以下が挙げられる。

- ▶ 川上コストの処理
- ▶ 汚染防止や環境リスク回避の定量化
- ▶ DfE 効果
- ▶ リサイクル率の変化の限界コスト
- ▶ 家庭コストの評価

# EPR適用の拡大

- ▶ EPRの対象製品を増やす。× カナダ（特にブリティッシュ・コロンビア）、スウェーデン× 典型的な対象製品：新聞紙、布、家庭用ペンキ・溶剤、タイヤ、医薬品、家庭からの有害廃棄物
- ▶ 問題のある製品群に EPRを適用する。× 何が問題なのかというデータがまざ必要となる。× 候補として考えられるのは、家具、子ども用玩具、建設資材であるが、使用期間が長い点で、責任を負わせることは、簡単ではない。
- ▶ 新しいビジネスモデル× たとえば、全製品引き取り制度や、販売・使用・廃棄のそれぞれの段階で生産者による情報提供を規定することで、有害物質の悪影響は減るかもしれない。× 製品そのものではなく、製品の機能だけを販売するというビジネス
- ▶ Chris van Rossem, Naoko Tojo, Thomas Lindhqvist 「Extended Producer Responsibility An examination of its impact on innovation and greening products」(2006.9)

# 責任のタイプ

## ▶ 賠償責任

問題の製品によって引き起こされた立証された環境被害に対する責任を言う。賠償責任の範囲は立法で決定され、用途や終処分などを含む製品のライフサイクルの異なる部分を含む場合がある。例えば製造する製品の収集、リサイクルまたは終処分などのコストを生産

## ▶ 経済的責任

生産者がすべてまたは一部負担することを意味する。こうしたコストは生産者が直接あるいは特別料金として支払うことが可能である。

## ▶ 物理的責任

生産者が実際の製品または製品の影響の管理に関するシステムを表すものである。生産者は製品のライフサイクル全体を通してそのオーナーシップを保持することができるので、その製品に由来する環境問題にも結び付けられる。

## ▶ 情報提供責任

生産者に製造する製品の環境的特性に関する情報提供を義務付けることによって、製品への責任拡大についていくつかの可能性を示している。

- ▶ Chris van Rossem, Naoko Tojo, Thomas Lindhqvist 「Extended Producer Responsibility An examination of its impact on innovation and greening products」(2006.9)

# 今後のEPRのありかた

## ► 考慮すべき事項

容器包装の特性を考慮すべき

ある程度システムが確立

消費者の行動変容がキーとなってきた社会

## ► 製造者に、循環経済にむけての役割を担わせるためのインセンティブは何か？

► ResponsibilityとLiabilityの違い

► EPR手法の規制的手法と自主的手法

► CSR,CSVとEPRの関連性